

消火器等の不適正取引に関する情報提供

平成18年11月28日

発生日時	平成18年11月24日(金)午後6時頃
発生場所	田辺市秋津町内の共同住宅
不適正取引の内容	共同住宅の入居者A宅へ、地区の防災担当と名乗る面識のない男Bが訪問し、消火器(粉末10型)を地区内の人に1本ずつ配布していると言われ、登録料として1万円支払わされた。Bが領収書を発行せず帰ったため、不信に思ったAから消防署に相談があり、不適正取引が発覚した。なお、次回転居するときに消火器を地区に返還すれば、登録料は返金されるとBから説明があったとのこと。
不適正取引を行った業者	不明(50~60歳位の男)
特記事項	